

東みよし町児童クラブ利用料軽減事業実施要綱

令和2年3月10日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てに係る切れ目のない支援の充実を図るため、町内の児童クラブを利用する保護者等が負担する利用料に対し予算の範囲内において助成することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に定める事業をいう。ただし、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、同法第34条の8の規定による届出をしている事業に限る。

(2) 児童

児童クラブを利用している児童

(3) 利用料

児童クラブの運営規程又は町の条例、規則等に定める児童クラブの通常開所時間に係る利用に対して保護者が徴収される料金(おやつ代及び実費徴収分は除く。)

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、東みよし町とする。ただし、東みよし町が適切と認めた者に事業の一部の委託等を行うことができるものとする。

(対象児童)

第4条 本事業の対象児童は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護受給世帯の児童

(2) 市町村民税非課税世帯であって次に該当する世帯の児童

ア ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯

ウ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者が属する世帯

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者が属する世帯

キ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助を受けている者が属する世帯

ク 第2子以降の児童

(3) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭の世帯の第2子以降の児童

(4) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が、169,000円未満の世帯の第3子以降の児童

(軽減額)

第5条 東みよし町は対象児童の月額の利用料について前条第1号に該当する児童については全額を、同条第2号から第4号に該当する児童については2分の1の額を軽減するものとする。なお、利用料の切り替え時期(所得の確認時期)は、各年度4月1日とする。

(事業の申込み等)

第6条 利用料の軽減を受けようとする対象児童の保護者は、児童クラブ利用料軽減事業申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による申込書の提出があった場合、速やかに内容を審査の上、その可否を決定し、保護者等には児童クラブ利用料軽減事業決定(却下)通知書(様式第2号)により、対象児童が利用する児童クラブに対しては児童クラブ利用料軽減事業児童通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により利用料の軽減の決定を受けた者があるときは、軽減の決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、当該取消し部分について既に軽減がされているときは、期限を定めてその軽減額の支払いを命じなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

東みよし町長 様

(保護者)

住 所 東みよし町

氏 名

㊟

電話番号

児童クラブ利用料軽減事業申込書

次のとおり利用料の軽減について、関係書類を添えて申します。

1 利用クラブ名	児 童 ク ラ ブ				
2 対 象 児 童	氏 名		生年月日	小学校名・学年	
	個人番号				
	①		年 月 日	小学校	年
	②		年 月 日	小学校	年
	③		年 月 日	小学校	年
	3 同居している 家族の状況	氏 名		生 年 月 日	
個人番号					
①			年	月	日
②			年	月	日
③			年	月	日
④			年	月	日

<p>4 軽減事由 (該当するもの □に「レ」 及び ア～カに○)</p>	<p><input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯の児童 (添付書類：生活保護受給証明書の写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯であって、次のいずれかに該当するものに属する児童</p> <p>ア ひとり親家庭 (添付書類：児童扶養手当証書の写し)</p> <p>イ 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯 (添付書類：手帳の写し)</p> <p>ウ 特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯 (添付書類：特別児童扶養手当証書の写し)</p> <p>エ 障害基礎年金の受給者が属する世帯 (添付書類：障害年金証書の写し)</p> <p>オ 学校教育法の規定による援助を受けている者が属する世帯 (準要保護世帯等) (添付書類：就学援助費支給通知の写し)</p> <p>カ 第2子以降の児童</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭の世帯の第2子以降の児童 (添付書類：児童扶養手当証書の写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が、169,000円未満の世帯の第3子以降の児童</p>
<p>5 同意事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 町担当課において軽減要件確認のため、世帯の課税状況等について調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の執行に当たり申請情報等を町とクラブで共有することについて同意します。</p>

【申込みにあたり全員必要な書類】

- ・表面記載の全員のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード
- ・申請者の本人確認書類 (免許証、マイナンバーカードなど写真つきのものは1点、その他年金手帳、健康保険証など写真のないものは2点必要です。)

※後日、必要な書類を提出していただく連絡を福祉課からする場合があります。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

保護者 様

東みよし町長

㊟

児童クラブ利用料軽減事業決定（却下）通知書

申込みのありました、利用料の軽減について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

利用クラブ名	児童クラブ
--------	-------

	利用児童氏名	生年月日	軽減前 利用料金	軽減額	軽減後 利用料金	適用月
①		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
②		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
③		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分

却下の理由	
-------	--

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

児童クラブ

東みよし町長

㊟

児童クラブ利用料軽減事業児童通知書

貴クラブ利用児童の利用料の軽減について、次のとおり決定したので通知します。

	利用児童氏名	生年月日	軽減前 利用料金	軽減額	軽減後 利用料金	適用月
1		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
2		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
3		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
4		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
5		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
6		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
7		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
8		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
9		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分
10		年 月 日	円	円	円	年 月分～ 年 月分

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)